

スマホ「ビジネス会員」利用約款

スマホ「ビジネス会員」利用約款（以下「本利用約款」といいます）は、株式会社メルカリ（以下「当社」といいます）が提供する本サービス（第2条（用語の定義）第2号に定義します）のご利用に適用されます。本サービスのご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。

お申し込みいただいた場合、当社は、申込者が本利用約款に同意されたものとみなします。なお、本利用約款のほか、当社が定めるスマホ利用規約、特別ルールおよび個別に提示する利用条件（以下「ガイドライン等」といいます）についても、本利用約款の一部を構成し、ガイドライン等に違反した場合も、本利用約款に違反したものとみなします。

第1章 本サービスの利用

第1条 本サービスの内容及び当社の役割

本サービスは、会員(次条で定義します)とビジネス会員(次条で定義します)の間の物品の売買の場・機会を提供するもので、会員とビジネス会員の間での売買契約、出品、購入等の保証等に関しては、すべて当事者の自己責任とし、当社は売買契約の取り消し、解約、解除や返品、返金、保証など取引の遂行には一切関与しません。本サービスに参加したビジネス会員は、契約の成立、商品の販売および商品の送付、代金の支払、代金の回収に関してすべての責任を負うものとします。また、当社は、購入者または出品者としての責任、権利 および権限は一切有しておりませんので、成約、商品の送付、受領の手配などの協議は会員とビジネス会員の間で行い、当事者自身が責任をもって履行するものとします。トラブルが起こった場合も当社が解決にあたることはありません。以上より、本サービスで取引をする場合には十分に注意を払って慎重に行う必要があることをご承知ください。

第2条（用語の定義）

本利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「スマホ」とは、当社が運営する、会員間及び会員とビジネス会員の間での物品の売買の場・機会を提供するインターネットサービスをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、スマホに関連して、当社がビジネス会員に提供する第5条（本サービスの提供）第1項に定めるサービスの全部または一部をいいます。
- (3) 「会員」とは、スマホ利用規約を承認し、スマホを利用するために当社所定の入会登録を行い、当社がその入会登録を承認した個人及び法人を指します。
- (4) 「オプションサービス」とは、本サービスに関連して、当社がビジネス会員に提供するサービスをいいます。
- (5) 「ビジネス会員」とは、第3条（契約の成立）の定めに従い、本サービスの利用を申し込み、当社との間で本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）が成立した者をいいます。
- (6) 「商品」とは、ビジネス会員が本サービスを利用して販売する商品をいいます。
- (7) 「ビジネス会員ページ」とは、ビジネス会員が本サービスを利用してビジネス会員の商品の情報を掲載することができる、ビジネス会員において全部または一部が編集可能なスマホ内のページをいいます。
- (8) 「売買契約等」とは、ビジネス会員と会員との間で締結する、商品の売買契約または役務提供契約のことをいいます。
- (9) 「出品」とは、本サービスを利用してビジネス会員ページに必要なコンテンツを書き込むなどにより他の会員等が閲覧可能となり、商品を取引できる状態にすることをいいます。
- (10) 「ビジネス会員情報」とは、商品に関する情報、商品の販売条件、ビジネス会員の名称、通信販売業務責任者の氏名など、ビジネス会員がビジネス会員ページに掲載するすべての情報（ビジネス会員ページに掲載する著作物を含みま

す)をいいます。

- (11) 「取引情報」とは、本サービスを経由して商品を購入した会員の氏名、住所、メールアドレス、クレジットカード情報を含む支払情報、購入した商品の名称、数量、商品発送先住所、受取人氏名など、取引に関するすべての情報を含みます。
- (12) 「商品販売情報」とは、ビジネス会員情報、取引情報ならびに会員の商品に関するクリックデータおよびアクセスログを含みます。
- (13) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびに、当社プライバシーポリシーで定義する情報等を含みます。
- (14) 「スマオク利用規約」とは、スマオクの利用に関して当社が制定し、スマオク上に掲載する会員向けのスマオクの利用規約を含みます。
- (15) 「外部サービス」とは、ビジネス会員が自己の商品を販売しているスマオク以外の他のサービスのうち、当社が指定したサービスを含みます。
- (16) 「外部サービスの来訪者」とは、外部サービスを訪れるユーザーを含みます。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本利用約款に同意の上、当社所定の資料を提出して、本サービスの利用を申し込むものとし、当社は、当社所定の審査を行うものとし、
2. 本サービスの利用を希望する者は、前項の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確認するものとし、
3. 当社所定の審査の結果、当社が第1項の申し込みを承諾したときに、当社と本サービスの利用を希望する者との間で、本契約が成立します。
4. 当社は、本契約成立後速やかにビジネス会員を識別するためのアカウントなどの「アクセス権限情報」を発行し、ビジネス会員は、これらをすべて受領したときから本サービスを利用することができるものとし、
5. 当社は、1契約あたり1つのアカウントを発行し、ビジネス会員は、1つのアカウントに対して1つのビジネス会員ページを持つことができるものとし、ビジネス会員が2つ以上のアカウント発行を希望する場合、別途第1項の申し込みを行うものとし、

第4条 (アクセス権限情報の管理)

1. ビジネス会員は、アクセス権限情報を第27条(秘密保持義務)第1項に定める秘密情報として管理し、第22条(委託)第1項で当社に通知した以外の第三者にその内容を開示または利用させてはなりません。
2. ビジネス会員は、当社がアクセス権限情報を用いて行われたすべての行為を当該アクセス権限情報の発行を受けたビジネス会員によるものとみなすことをあらかじめ承諾するものとし、
3. ビジネス会員は、理由のいかんを問わず、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができるものとし、当該措置によってビジネス会員が本サービスを利用できない期間があった場合でも、当社はビジネス会員に対し一切の責任を負わないものとし、

第5条 (本サービスの提供)

1. 当社は、ビジネス会員に対して、以下に定めるサービスを提供します。
 - (1) 以下の機能を有するコンピュータープログラムまたは API の全部または一部を提供するサービス
 - (ア) 商品をビジネス会員ページに掲載する機能
 - (イ) ビジネス会員ページをスマホに掲載する機能
 - (ウ) 商品販売情報管理機能
 - (エ) 商品の決済方法設定機能
 - (オ) 商品の取引管理機能
 - (カ) その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能
2. ビジネス会員は、アクセス権限情報を利用して本サービスを提供するための当社のシステムにアクセスするものとし、それ以外の方法でアクセスしてはなりません。
3. ビジネス会員は、本サービスを利用する場合、その利用に必要な範囲で、当社所定の方法で、当社のシステムを利用するものとします。ビジネス会員は、本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア等の利用環境を自らの費用と責任において準備し、本サービスを利用するものとします。
4. 当社は、ビジネス会員ページに、会員が商品の購入を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能（ビジネス会員の商品と同一の他のビジネス会員の商品に関する口コミ情報掲載機能や、当社または第三者の商品や役務の案内など）を付加することができるものとし、ビジネス会員は、当該付加された情報または機能について当社が何ら責任を負わず、個別の削除要請に応じないことをあらかじめ承諾するものとします。

第6条（本サービス利用の順守事項）

1. ビジネス会員は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守するものとします。
 - (1) ビジネス会員は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを利用しなければなりません。ビジネス会員は、本サービスを提供するための当社のシステムの操作および本サービスの利用の結果について、すべて責任を負い、また、ビジネス会員の不適切な操作の結果、本サービスが停止または毀損した場合、ビジネス会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
 - (2) ビジネス会員は、本サービスを、ビジネス会員ページに商品を出品し、会員と売買契約等を締結する以外の目的または当社が不適当とみなした方法もしくは態様で利用してはなりません。
 - (3) ビジネス会員は、本利用約款の定めを順守するとともに、古物営業法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律等関連法令、業界団体の定める自主基準および自主規制等（以下これらすべてを総称して「法令等」といいます）を遵守し、ビジネス会員情報の表示その他本サービスの利用を適切に行わなければなりません。
 - (4) ビジネス会員は、ガイドライン等に従い、ビジネス会員ページの更新を自ら行わなければなりません。
 - (5) ビジネス会員はビジネス会員ページの内容を常に正確な内容に保たなければなりません。
 - (6) ビジネス会員の故意・過失を問わず以下の各号に該当すると 当社が判断する行為を禁止します。禁止行為を行った場合は、事前の告知なくビジネス会員の情報の削除や、本サービスの利用停止等を行う場合があります。その場合、削除結果および利用停止措置に関する質問・苦情に対して当社は一切の対応義務を負わないものとします。ビジネス会員の事情により、当社からの連絡を確認できなかった場合でも、同様とします。
 - (ア) 18歳未満の方が利用する行為。
 - (イ) 18歳未満の方にサービス利用を促す行為。
 - (ウ) 当社、他のビジネス会員、会員又は第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、産業財産権(特許

権、商標権等)、企業秘密等の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為。

- (エ) 当社、他のビジネス会員、会員又は第三者に不利益、損害を与える行為
- (オ) 公序良俗に反する行為
- (カ) 法律、法令等又は本規約に違反する行為
- (キ) 本サービスの全部又は一部(コンテンツ、情報、情報の集合体、システム構成又は個別プログラムソースを含むがこれらに限られない)を、転用、転売、送信、頒布、使用、複写、複製、翻訳、翻案、貸与等いかなる手法によるかを問わず、商業目的で利用する行為
- (ク) 当社の承認がないにも関わらず、本サービスに関連して営利を目的とする行為 (但し、本サービスを利用した売買契約等の締結を除く。)
- (ケ) 本サービスの運営を妨害する行為
- (コ) ビジネス会員が自社 URL を記載する等の営業行為
- (サ) 本サービスの信用を失墜、毀損させる行為
- (シ) 虚偽の情報を登録する行為
- (ス) 不正に本サービスを利用する行為
- (セ) 一般に公開されている情報を除き、権利者の了解なく、電話番号、メールアドレス等の個人的な連絡先を掲載する行為。
- (ソ) 他人の名前その他の情報を不正利用する行為。
- (タ) 会員が使用するコンピュータ、通信機器等のハードウェア若しくはそれらに インストールされているソフトウェアに何らかの悪影響を生じさせ、又は会員に心理的な不快感を与えるようなコンピュータープログラムやファイルをアップロードしたり、それらのプログラムやファイルが記録されているサーバーにアクセスする URL を掲載し、又はかかるサーバーに対するリンクを貼る行為。
- (チ) 違反行為により利用停止されたビジネス会員が再度本サービスに登録する行為。
- (ツ) 違反行為により利用停止された会員を故意または過失により招待する行為。
- (テ) ビジネス会員たる資格を第三者に利用させるまたは譲渡する行為。
- (ト) 通常利用の範囲を超えてサーバーに負担をかける行為。
- (ナ) 他人に対する誹謗中傷、脅迫、嫌がらせ、ストーカー等の行為。
- (ニ) マネー・ロンダリングを目的とした行為
- (ヌ) 通常の経済的価値と著しくかい離れた販売価格により商品を出品する行為
- (ネ) お互いの商品を、値下げして、購入しあう行為
- (ノ) 交換、半交換(互いに商品を交換し、商品の差額を金銭で支払う行為)を持ちかける行為
- (ハ) 代引きを持ちかける行為(商品の代金の一部もしくは全部を代引きで支払うよう持ちかける)
- (ヒ) 手元にない商品を予約・取り寄せで販売する行為
- (フ) その他、当社が不適切と判断する行為

2. ビジネス会員は、本サービスまたは当社の提供する他のシステムを利用して、会員に対してスマオク外での取引を誘引するような行為を行ってはなりません。ビジネス会員は、別途、当社の事前の承諾がある場合を除き、本サービスを利用して作成されたページの全部または一部を当社の管理するサーバー以外のコンピュータや記録媒体に保存したり、スマオク外で使用したりしてはなりません。
3. ビジネス会員は、本サービスで提供されるコンピュータープログラムまたは API を、複製、貸与または公衆送信 (本サ

ービスの公衆送信機能を使って公衆送信する場合を除きます) したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読したりしてはなりません。

第7条 商品の出品

1. ビジネス会員は、当社所定の手続により商品の出品を行うものとします。本サービスにおいて出品できる商品は、別途定めるスマオク出品ガイドラインを順守した商品のみとします。
2. ビジネス会員は次の各号に挙げるものについての出品ができないことについて予め了承します。以下に該当する商品を出品した場合、ビジネス会員の故意又は過失の有無に関わらず、本利用約款の違反行為とみなします。
 - (1) 法令に違反する商品
 - (2) 公序良俗に反する商品(アダルト関連の商品、わいせつな商品、児童ポルノに関連する商品を含むがこれらに限られないものとします)
 - (3) 主として武器として使用される又はそのおそれのある目的を持つ商品
 - (4) 他人の権利を侵害する又はそのおそれのある商品(偽ブランド品を含むがこれに限られないものとします)
 - (5) 犯罪により入手した商品
 - (6) コンピュータウイルスを含むデジタルコンテンツ
 - (7) 商品の販売につき法律上の許認可が必要な商品
 - (8) 人体・健康に影響を及ぼすおそれのある一切の商品
 - (9) 利用ガイドに違反する商品
 - (10) 販売する意思のない商品
 - (11) その出品を見た人がその商品情報だけでは正しく商品を理解できないか又は混乱する可能性のある商品
 - (12) 商品説明で十分な説明を行わない商品
 - (13) その他、当社が不適切と判断する一切の商品
3. ビジネス会員は、特定の会員のみを対象とする販売を意図して商品を出品することができません。当社は、その裁量により、出品の条件その他の状況から、ある商品の出品が特定の会員のみを対象とする販売を意図するものであるかを判断し、これに該当すると判断した場合には当該商品の販売を停止することができ、かかる判断によってビジネス会員に生じる損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ビジネス会員は、商品を出品する際に正しいカテゴリーを選択し、正確な説明をしてください。当社は、その裁量により、出品の条件その他の状況から、出品した商品の状態と掲載内容が乖離しているかを判断し、乖離していると判断した場合、当社により掲載内容を修正することができるものとし、かかる修正によって会員に生じる損害について、一切責任を負わないものとします。
5. ビジネス会員は、本サービスで出品している商品とは無関係の商品のための広告掲載やリンク設定をすることができません。
6. ビジネス会員は、本サービスで販売している商品とは無関係のコメントをビジネス会員情報に記載、写真を掲載、またはリンクを設定することはできません。
7. ビジネス会員は、商品が購入された場合、購入者に商品を送付または提供するものとし、取引を完了させなければなりません。ただし、海外の購入者の場合はオプションサービスとして当社が定める内容の海外転送サービスが利用できるものとします。
8. 出品に関して当社が本利用約款に違反すると判断した場合又は不適切と判断した場合、当社は、その出品やその出品に対して発生していた購入行為等を当社の判断で取り消すことができるものとします。本項に基づく措置によってビジ

ネス会員に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

9. ビジネス会員の出品等によって、ビジネス会員、会員及び第三者に生じる損害につき、当社は一切責任を負わないものとします。

第2章 対価および費用の支払

第8条（ビジネス会員への支払）

1. あんしん取引サービス（スマオク利用規約第13条の「あんしん取引サービス」を意味します。）を利用しない取引の場合、当社はビジネス会員が会員に対して商品の発送の通知を行った時点で、当社の定める方法によりビジネス会員に売上の支払いをスマオク口座上に行います。
2. あんしん取引サービスを利用した取引の場合、当社は商品の鑑定後、会員への商品の発送通知を行った後に、当社の定める方法によりビジネス会員に売上の支払いをスマオク口座上に行います。
3. ビジネス会員は、本サービスの利用の対価として、当社所定の申込書記載の手数料（以下「手数料」といいます。）を当社に支払うものとします。
4. 売上とは、購入額から前項に定める手数料を差引いた額をいいます。
5. スマオク口座の残高は当社が定める支払日にビジネス会員の指定する銀行口座への振込を行います。なお、銀行口座に振り込む場合の振込手数料はビジネス会員の負担とします。

第9条（帳簿の保存）

1. ビジネス会員は、購入額にかかる売買契約等に関連する処理経過、会員との通信内容、売買契約等の成立を証する記録、商品発送簿その他の当社所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」といいます）を法律に基づき作成し、本契約期間中および本契約期間終了後5年間はビジネス会員の事務所内に保存するものとします。
2. ビジネス会員は、当社から要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の開示の結果、当社が実際に支払われた手数料よりも支払われるべき手数料の額が多いことを発見した場合、ビジネス会員は直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第3章 ビジネス会員の義務

第10条（ビジネス会員の売主としての義務）

1. ビジネス会員は、会員に対し、ビジネス会員自身が売買契約等の売主または役務提供者（以下「売主」といいます）である旨を明確にビジネス会員ページに表示するものとします。
2. ビジネス会員は、商品の販売条件として、会員が一方的に不利になるような条件を付してはなりません。また、ビジネス会員は、商品の販売条件に関する適切な説明を、ビジネス会員情報ページに明示するものとします。
3. ビジネス会員は、会員に対し、商品の売主としての義務を誠実に履行しなければならないと、会員からの問い合わせに適切に対応するものとし、当社の信用を毀損するようなことを行ってはならないものとします。
4. ビジネス会員は、本契約の終了後といえども、会員との間で成立した売買契約等に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとします。

第11条（商品の情報の変更削除義務）

1. ビジネス会員は、次の各号の一に該当する場合、直ちに商品の情報を変更または削除しなければなりません。
 - (1) 商品の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合

- (2) 商品の情報が本利用約款または法令等に違反する場合
 - (3) ビジネス会員が商品の情報または商品について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (4) 第三者がビジネス会員の商品と同一の商品または役務について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (5) 前四号に定める場合の他、商品の情報に重大な問題があると当社が判断した場合
2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品の販売条件またはスマオクの運営に重大な影響を及ぼすものである場合、ビジネス会員は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に書面またはメールにて通知するものとします。

第12条 (商品の確保等)

1. ビジネス会員は、商品が確保できていない場合または役務提供ができない場合、出品してはなりません。
2. ビジネス会員は、出品後に前項に該当することが発覚した場合、商品の情報を削除するなど、当社及び会員に迷惑をかけるないようにするものとします。

第13条 (クレーム対応等)

1. ビジネス会員は、ビジネス会員または商品に関連して、会員または第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
2. ビジネス会員は、前項のクレームを解決するにあたって、会員または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、ビジネス会員が前項のクレーム対応上、会員へ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
3. ビジネス会員は、ビジネス会員または商品に関連して、当社が会員または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。当社が損害（弁護士費用を含みます）を被ったときには、ビジネス会員はその損害を賠償するものとします。
4. ビジネス会員が会員から購入額の全部または一部の支払を受けたにもかかわらず第31条（契約解除）第2項各号の事由に該当し、会員に対する売買契約に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社が会員に対して会員が被った被害額に相当する金額を支払う場合、ビジネス会員が当社に当該金額と同額の損害を与えたものとし、ビジネス会員は当該金額と同額の賠償金を当社に支払うものとします。

第14条 (法令等の順守事項)

1. ビジネス会員は、本利用約款および法令等を順守し、また、商品を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。
2. ビジネス会員は、商品の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならない、監督官庁または業界団体から商品のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
3. ビジネス会員は、本利用約款および法令等が改定された場合、速やかにこれを確認しなければなりません。
4. ビジネス会員は、当社から要求を受けた場合、ビジネス会員が本利用約款および法令等を順守しているかを当社が判断するために必要な情報を速やかに提出するものとします。
5. 当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、ビジネス会員が本利用約款および法令等を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、ビジネス会員の営業時間内にビジネス会員の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとします。

6. ビジネス会員は、本サービスの利用に関連してビジネス会員、会員、当社または第三者に被害が生じ、当社がビジネス会員に対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとします。
7. ビジネス会員は、当社がビジネス会員情報もしくはビジネス会員による商品の販売方法が本利用約款および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、またはビジネス会員の会員対応もしくは商品がスマオクにふさわしくないと判断して、ビジネス会員にその是正を求めたときは、速やかに是正するものとします。

第15条 (当社の行う措置)

ビジネス会員情報およびビジネス会員による商品の販売方法が、本利用約款もしくは法令等に違反しているまたはそのおそれがある場合またはスマオクにふさわしくないと当社が判断した場合、当社はいつでもビジネス会員情報を削除することができるものとします。

第4章 情報管理

第16条 (ビジネス会員の情報管理)

1. 当社およびビジネス会員は、取引情報および会員の個人情報を当社およびビジネス会員がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. ビジネス会員は、取引情報、会員の個人情報を、法令等に従い取り扱うものとし、第三者に漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」といいます）してはならず、また、会員に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはなりません。
3. ビジネス会員は、ビジネス会員のプライバシーポリシーをビジネス会員情報ページに明示するなど、ビジネス会員が運営する外部サービスの来訪者に対しても、適切な対応を取るものとします。
4. ビジネス会員は、取引情報および会員の個人情報を漏えい等しないように、必要なセキュリティー保護を自らの費用と責任で行わなければなりません。
5. ビジネス会員は、ビジネス会員またはビジネス会員の委託先から取引情報または会員の個人情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。
6. 前項の場合、ビジネス会員は流出の事実を直ちに当社に報告の上、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
7. 当社は、ビジネス会員が報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、ビジネス会員に当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、ビジネス会員はこれに従うものとします。
8. ビジネス会員は、ビジネス会員の責に帰すべき事由により、取引情報または会員の個人情報の漏えい等または目的外利用によって当社または会員に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第17条 (当社の情報管理)

1. 当社は、ビジネス会員が取得し当社に保管されている商品販売情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得したプライバシーに関する情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
3. 当社は、ビジネス会員の名称、住所、連絡先、担当者名等の情報を、当社または当社の提携するサービスを案内するために利用または当社の提携事業者の開示することができるものとします。

4. 当社は、本サービスのビジネス会員への提供に際し、外部サービスの来訪者の履歴情報および属性情報（個人に関する情報であったとしても、単独では特定の個人を識別することができない情報を指します。具体的には、クッキー、IPアドレス情報、ウェブサイトの閲覧履歴および行動履歴、ウェブサイトにおける購買履歴、端末ID、ユーザーエージェント、リファラを含みます。）を取得し、本サービスの提供・改善等当社プライバシーポリシー記載の目的のために利用するものとし、ビジネス会員はこれを予め承諾するものとします。

第18条 （ビジネス会員情報の扱い）

1. 当社およびビジネス会員は、ビジネス会員情報に含まれる著作物の著作権はビジネス会員またはビジネス会員に対する権利許諾元に帰属することならびにスマオクおよび本サービス上の表示等の著作物（ビジネス会員情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認します。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けません。
2. ビジネス会員は、当社に対し次の各号に定める事項を許諾し、または許諾するために必要な権利を権利者から取得します。
 - (1) ビジネス会員情報を、ビジネス会員、ビジネス会員の商品のプロモーションならびにスマオクおよびその他の当社のサービス提供のために当社自ら利用し、また、スマオクに関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
 - (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
 - (3) 会員に対し、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること
3. 当社は、新聞、雑誌、テレビ番組等の媒体に対して当社のサービスに関する記事掲載や報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾することができるものとします。この場合、当該記事掲載または報道の内容に、ビジネス会員ページが含まれる場合があることをビジネス会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、スマオクや関連ドキュメント上に、ビジネス会員の名称、ロゴ、ビジネス会員の指定する標章およびビジネス会員情報に含まれる著作物の著作権者がビジネス会員である旨を表示することができるものとします。

第5章 一般条項等

第19条 （反社会的勢力との取引拒絶）

1. ビジネス会員は、ビジネス会員およびビジネス会員の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「ビジネス会員等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. ビジネス会員は、ビジネス会員等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、ビジネス会員が第 1 項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社とビジネス会員間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止または契約を解除できるものとします。

第20条 (代理行為等の禁止)

1. 当社は、ビジネス会員に対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しません。ビジネス会員は、当社を代理する旨の表示または当社もしくは当社の代理人であると誤認させるおそれがある表示をしてはなりません。
2. 当社は、本契約の締結により、当社のサービスマークを使用して営業または事業を行うことをビジネス会員に許諾するものではありません。ビジネス会員は、当社のサービスマークの使用の許諾を受けている旨を表示してはならず、また当社自身が営業もしくは事業を行っている、または当社のサービスマークの使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っているとは誤認させるような外観を表示してはなりません。
3. ビジネス会員は、当社の名義を付したパンフレット等を作成し、または当社の事前の承諾なく当社のサービスマークまたはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ等を使用してはなりません。
4. ビジネス会員は、前項において当社が事前に承諾する場合、当社の定めるブランドガイドラインに従い当社のサービスマークを使用するものとします。

第21条 (届け出および当社からの通知)

1. ビジネス会員は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、ビジネス会員に生じた損害は、ビジネス会員が負担するものとします。
2. 当社からビジネス会員への通知は、あらかじめ届け出のあったビジネス会員のメールアドレスにメールを送信する方法で行うものとし、当該方法で送信したことにより、当社からの通知が完了したものとみなします。ただし、当社が特に認めた場合、当社は他の方法によりビジネス会員に通知することができるものとします。

第22条 (委託)

1. ビジネス会員は、自己の責任と管理の下、本契約においてビジネス会員が負うのと同様の義務を課すことを条件として、ビジネス会員情報ページの作成や運営などを第三者に対して委託することができるものとします。ただし、ビジネス会員は当該委託を行う場合は当社の求めに応じ、当該第三者および委託内容等を書面にて通知するものとし、当該第三者の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社および会員に対し責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得たビジネス会員に関連する情報を、当該第三者に開示することができるものとします。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によってビジネス会員に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償します。

第23条 (譲渡等の禁止)

ビジネス会員は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部ま

たは一部を第三者に譲渡または担保に供してはなりません。

第24条 (広告の掲載)

当社は、ビジネス会員情報が掲載されたスマホに第三者または当社の広告（画像、テキスト、音声、動画等形式を問いません）を掲載または配信することができるものとします。この場合、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属するものとします。

第25条 (本サービスの変更等)

1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、ビジネス会員に告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、ビジネス会員に重大な影響を及ぼす場合には、当社はビジネス会員に通知するものとします。
2. 当社は、スマホの表示方法、カテゴリ構成等の内容を、ビジネス会員に告知することなく、変更することができるものとします。ただし、ビジネス会員に重大な影響を及ぼす場合には、当社はビジネス会員に通知を行うものとします。

第26条 (保証の範囲)

1. 当社は、本サービスを、当社がその時点で保有している状態でビジネス会員に提供し、ビジネス会員の所期の目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。
2. 当社は、本サービスについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. ビジネス会員がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、ビジネス会員自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピューターシステムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. ビジネス会員は、商品販売情報等の情報について、ビジネス会員の費用と責任においてバックアップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第27条 (秘密保持義務)

1. 当社およびビジネス会員は、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の情報であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間中および本契約終了後 2 年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第28条 (本サービスの中断)

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰することのできない事由により本契約の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、ビジネス会員に何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとします。
 - (1) ビジネス会員情報またはビジネス会員による商品の販売方法が、本利用約款および法令等に合致しない場合もしくはそのおそれがある場合
 - (2) ビジネス会員やビジネス会員の商品に対する会員の評価が悪化したり当社に会員からビジネス会員に対するクレームが寄せられたりするなど、ビジネス会員の会員対応もしくは商品がスマオクにふさわしくない、またはビジネス会員による本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合
 - (3) ビジネス会員またはその代表者の法令等違反につき調査の必要が生じた場合
 - (4) ビジネス会員またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
 - (5) ビジネス会員が当社もしくは会員に対して負う義務を履行しない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) ビジネス会員の行為が会員の生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) その他、第 31 条（契約解除）第 2 項各号に定める事由が発生した場合または発生 するおそれがあると当社が判断した場合
3. 当社は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、ビジネス会員に事前に通知の上、本サービスおよびスマオクの提供を中止または停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。
 - (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合
 - (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供またはスマオクの運営が不可能となった場合
 - (3) その他当社の実施しているサービス（本利用約款に定めるサービスに限りません）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

第29条 （当社の損害賠償）

本利用約款で当社が免責されている場合を除き、当社の故意または過失によりビジネス会員に損害が発生した場合、当社はビジネス会員に対し当該損害を賠償するものとします。ただし、当社による賠償金額は、当社がビジネス会員から 1 ヶ月以内に受領した手数料の総額を限度とします。

第30条 （有効期間）

1. 本契約は、第 3 条（契約の成立）第 3 項に定める契約成立の日より効力を生じ、当社とビジネス会員が合意した別途定める期間まで有効とします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に 1 か月間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、当社とビジネス会員において特別に合意がある場合には、その合意に基づき契約を終了することができるものとします。

3. ビジネス会員は、本契約を終了する旨の通知をする場合、当社の指定する書式および方法にて行うものとします。

第31条 (契約解除)

1. 当社は、ビジネス会員が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、ビジネス会員が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社とビジネス会員の間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、ビジネス会員が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項の定めにかかわらず、本利用約款に即時に契約解除できるとの定めがあるとき
 - (2) 当社もしくは会員に対して負う義務を履行しない、またはそのおそれがある場合などビジネス会員による本契約違反が重大であると当社が判断したとき
 - (3) ビジネス会員が当社とビジネス会員との間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき
 - (4) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったときまたは租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (5) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったときまたは解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続きに入ったとき
 - (7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (8) 手形または小切手を不渡りとし、その他支払不能または支払停止状態となったとき
 - (9) 信用状態が悪化したと当社が判断したとき
 - (10) 商品や販売方法等に関し、関係官庁等による注意または勧告を受けたとき
 - (11) 商品や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき
 - (12) ビジネス会員の代表者もしくはビジネス会員の指定する担当者と連絡がとれなくなったときまたはビジネス会員の代表者の意思が確認できないとき
 - (13) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (14) ビジネス会員が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (15) ビジネス会員が法人の場合において、その代表者が死亡し、ビジネス会員が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (16) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき
 - (17) 法令等に違反したとき
 - (18) その他、ビジネス会員との契約を継続できないと当社が判断したとき
3. ビジネス会員が第 1 項または前項各号の一に該当する場合、ビジネス会員は、当社に対するすべての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。この場合、当社は別途通知することなく、当社がビジネス会員に対して有する債権とビジネス会員が当社に対して有する債権とを対当額にて相殺し、ビジネス会員の当社に対する債務の弁済に充当します。

4. 本条に基づく契約の解除は、当社のビジネス会員に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第32条 (契約終了時の処理)

1. 本契約が終了した場合、当社は、ガイドライン等に従って、ビジネス会員の本サービスの利用を停止します。
2. 当社は、本契約の終了時に、ビジネス会員情報を含むビジネス会員に関連するすべての情報を削除することができるものとします。また、ビジネス会員情報以外の商品販売情報についても、本契約終了後で当社所定の期間経過後に、ビジネス会員に事前に通知することなく削除することができるものとします。
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第10条（ビジネス会員の売主としての義務）第5項、第27条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第34条（協議）、第35条（合意管轄）および第36条（準拠法）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第33条 (変更)

当社は、ビジネス会員に事前に通知することなく、いつでも本利用約款を変更することができるものとします。ただし、ビジネス会員への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとします。

第34条 (協議)

本利用約款に定めのない事項または本利用約款の解釈に生じた疑義について、当社およびビジネス会員は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第35条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条 (準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

2015年9月1日制定

2016年9月1日改定

2017年5月1日改定

2017年12月4日改定